

岩石採取計画の認可の期間を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条の規定に基づく岩石採取計画の認可の期間について、採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第15条第8項の規定により、認可期間の特例を受ける申請手続き、特例措置適用基準等を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成18年島根県条例第25号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(特例承認申請手続)

第3条 採石業者が規則第15条第2項、第3項又は第4項に規定する認可の期間の特例（以下「特例」という。）を受けようとするときは、岩石採取認可期間特例承認申請書（様式第1号、以下「特例承認申請書」という。）を当該岩石採取場の認可期限7か月前から6か月前までに知事に提出しなければならない。

ただし、特例承認申請書提出日以前3年間に規則第15条第5項各号又は第6項各号に該当する事実のある場合、第4条第1項の承認後提出される法第33条の3の申請書（以下「認可申請書」という。）に規則第14条第1項の岩石採取跡措置保証書（以下「保証書」という。）を添付する見込みがない場合には、特例の適用を受けることができない。

2 前項の申請を行おうとする者は、現在認可を受けている法第33条の認可に係る採取計画（法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）の遵守状況について、別表第1又は別表第2の自主点検項目により自主点検を行い、その結果を自主点検報告書（様式第2号）にまとめ、前項の特例承認申請書に添付しなければならない。

3 申請者は、第4条第1項の承認があったときには、承認を受けた年数以内の岩石採取計画の認可を知事に申請することができる。

(特例措置適用の基準)

第4条 知事は、特例承認申請書を受理したときは、現地調査を実施し、規則第15条第2項から第4項の規定及び次項から第4項の規定により、特例を適用させることが適当と認めるときは、岩石採取認可期間特例承認書（様式第3号）により承認するものとする。

2 規則第15条第2項の「現場管理が優秀であると知事が認めるとき」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合とする。

(1) 前条第1項ただし書に該当しないこと。

(2) 前条第2項の自主点検項目について、知事が指定した職員が現地を調査して評価した点数が次の要件をすべて満たすこと。

ア 別表第1又は別表第2の項目1から項目24で規定する評価点に1点及び0点がないこと

イ 評価点の平均が4.00以上であること

(3) 認可期間特例承認申請書提出日現在、当該申請者が当該岩石採取場において、すでに認可を受けている期間が3年以上であること。

3 規則第15条第3項の「現場管理が特に優秀であると知事が認めるとき」とは、前項各号

に掲げる要件をすべて満たす場合であって、前項第2号イの評価点の平均が4.60以上であること。

- 4 規則第15条第4項に規定する「現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると知事が認めるとき」とは、前項の要件をすべて満たす場合であって、自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の措置を行った実績がある場合をいう。
- 5 第1項の承認を受けた者において、承認を受けた日から次の認可日までの間に第3条第1項ただし書に該当する事実があった場合、若しくは認可の期間の特例を適用することが著しく不合理と認められる事実があった場合、又は承認後提出される採取計画認可申請書に保証書を添付しなかった場合には、知事は第1項の承認を取り消すことができる。
- 6 第1項の承認を受けた者において、承認を受けた日から次の認可日までの間に保証人の要件に変更があったときは、知事は規則15条第2項から第4項の各号に掲げる区分に応じ、承認した期間以内の年数に変更することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。ただし、現認可の期限が平成19年4月1日以後となる岩石採取場の岩石採取計画の認可に対する特例承認申請に適用する。
- 2 「岩石採取計画の採取期間を定める要領の制定について」（平成7年4月3日付け企振発第294号島根県商工労働部長通知）は、廃止する。
- 3 この要領の施行日以前に承認した採取期間（認可期間）については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

自主点検項目（坑内採掘の場合は、項目3～6について、別表2を使用すること。）

	項 目	点数	評 価
項目1	保全区域（保全区域を設ける必要のない箇所は境界とする。）の確保	5	認可採取計画のとおり確保している。
		3	認可採取計画の保全距離のほとんどを確保している。
		1	保全距離がほとんど確保されていない。
		0	保全距離が全く残っていない。又は、境界を越えて剥土若しくは採掘している。
項目2	表土除去の状況	5	樹根等の処理を含め、必要な範囲で表土除去を行っており、採掘に支障はない。
		3	樹根等の処理を含め、必要な範囲で表土除去を行っているが、除去法面の処理に一部問題がある。
		1	ほとんど除去せず、採掘にとりかかっている。
		0	表土の崩壊、流出がある。
項目3	崩壊及び転落石防止措置（崩壊及び転落石の可能性のある箇所のみとする。）	5	起砕岩石、表土、浮き石等が隣接地に崩壊するおそれのある箇所に必要な転落石防止施設、土留工、保護工及び、立入禁止措置等を施している。
		3	立入禁止措置及び危険表示等は施してあり、万一崩壊等が発生しても河川、道路等の公共施設及び民家等への影響はない。
		1	転落石防止施設等が十分でなく、万一崩壊等が発生した場合には、公共施設等の第三者への影響が懸念される。
		0	崩壊、転落石等が発生した。
項目4	採取途中のベンチ高さ	5	各ベンチ高さが認可採取計画の範囲内である。
		3	各ベンチ高さが認可採取計画を若干超えている箇所があるが、崩壊のおそれはない。
		1	各ベンチ高さが認可採取計画を超えた箇所があり、崩壊のおそれがある。
		0	ベンチが高すぎるために崩壊した。
項目5	採取途中の傾斜角	5	すべての掘削面の傾斜角が、認可採取計画の範囲内である。
		3	傾斜角が認可採取計画を若干超えている掘削面があるが、掘削面は安定している。
		1	傾斜角が認可採取計画を超えた法面があり、掘削面が不安定である。
		0	認可採取計画と異なる傾斜角であるため、掘削

			面が崩壊した。又は、オーバーハングとなっている箇所がある。
項目 6	採取途中のベンチの幅	5	採取途中の各ベンチの幅が、認可採取計画を保持している。
		3	認可採取計画以下の幅の箇所があるが、採取作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	認可採取計画以下の幅の箇所があり、崩壊又は採取作業に支障を来すおそれがある。
		0	認可採取計画以下の幅の箇所があるため、崩壊した。又は、計画どおりベンチの幅を確保できなくなったため、認可採取計画の遵守が不可能となっている。
項目 7	破碎・選別・洗浄施設等	5	破碎・選別・洗浄施設等を、認可採取計画のとおり設置し、適正に管理している。
		3	認可採取計画どおりではないが、認可採取計画の範囲内で設置し、適正に管理している。
		1	認可採取計画外の機械・施設を設置しているが、管理は適正に実施している。又は、認可採取計画の範囲内であるが、管理が十分でない。
		0	認可採取計画外の機械・施設を設置しており、管理が十分でない。又は、機械・施設等の管理が十分でないため、地域住民から苦情等が出ている。
項目 8	沈殿槽までの集水路の整備	5	採取状況にあわせ認可採取計画の集水区域の水を集水できるようになっており、認可採取計画どおりの集水施設を設置し適正に管理している。
		3	採取状況にあわせ認可採取計画の集水区域の水を集水できるようになっているが、認可採取計画とは異なった集水施設を設置している。
		1	認可採取計画の集水施設がなく場内水は自然流下で沈殿槽に集まっている。
		0	場内水が直接場外へ流出している。
項目 9	沈砂（澱）池等の汚濁水処理能力	5	採石場の現況に応じ、場内水をすべて処理できる沈砂（澱）池等（シクナー等の汚濁水処理施設を含む。以下同じ。）を備え、降雨時等にも汚濁水を場外に排水したことはない。
		3	沈砂（澱）池等を備え、場内水をすべて処理できるようにしているものの、降雨時等には汚濁水を若干排水したことがあるが、苦情が発生したことはない。

		1	汚濁水の排水による苦情が発生した。又は、場内水をすべて処理できるだけの沈砂（澱）池等がない。
		0	沈砂（澱）池等がない。（形式的には設置しているが、処理能力がほとんど認められないものを含む。）。又は、汚濁水の排水による災害が発生した。
項目10	沈砂（澱）池の防護柵等	5	認可採取計画どおりに防護柵が設置してあり、危険表示も十分である。
		3	認可採取計画どおりではないが、防護柵・危険表示は設置してあり、過失による事故は防止できる。
		1	形式的には設置しているが、効果は認められない。又は、部分的にしか設置していない。
		0	全く設置していない。（沈砂（澱）池等がない場合も含む。）。
項目11	沈砂（澱）池の浚渫、管理等	5	沈砂（澱）池が、認可採取計画のとおり設置されており適正に浚渫、管理されている。
		3	認可採取計画どおりの沈砂（澱）池は設置されていないが適正管理はなされている。
		1	沈砂（澱）池は設置しているが、有効水深がないため、処理能力がほとんど認められない。
		0	沈砂（澱）池がない。
項目12	流末水路の状況	5	汚濁、破損等なし。
		3	汚濁等があるが軽微であり、苦情等は発生していない。
		1	下流に影響を及ぼす程度の汚濁等がある。又は、苦情が発生している。
		0	汚濁、破損等により、水路の機能を低下させている。
項目13	粉じん災害の防止措置	5	認可採取計画に従い適正な措置を講じており、苦情等は発生していない。
		3	認可採取計画の履行状況は十分でなく、粉じんの発生が若干認められるが、外部への影響はなく、苦情も発生していない。
		1	認可採取計画を殆ど履行していない。又は、場外へ粉じんの堆積が認められる。又は、苦情が発生している。
		0	粉じんによる災害が発生した。
項目14	飛石災害の防止措置（火薬類を使用する採石場に限	5	認可採取計画に従い適正な措置を講じている。
		3	認可採取計画どおり履行していないが、事故・

	る。)		災害防止のための最低限の措置は講じている。
		1	認可採取計画の履行が十分でなく、事故・災害の発生が懸念される。
		0	飛石災害又は第三者の人身事故が発生した。
項目15	場内搬出路の状況	5	認可採取計画どおり舗装、集・排水路及びグレーチング等を施行し、維持管理を適正に行っている。
		3	認可採取計画どおり施工しているが、維持管理がやや不十分である。
		1	維持管理が適正に行われていない。
		0	認可採取計画どおり施工していない。
項目16	場外搬出路の状況	5	場外運搬車両による汚損はない。
		3	軽微な汚損があるが、清掃、補修等を実施し道路管理上の支障はない。
		1	汚損により道路管理者から指摘、指導等を受けた。又は、地元住民から苦情があった。
		0	汚損による災害が発生した。
項目17	廃土・廃石・脱水ケーキたい積場（場外一時堆積も含む。）の設置及び管理	5	認可採取計画に従い、たい積している。
		3	認可採取計画とは若干異なる方法だが、認可採取計画の区域内にたい積しており、土留対策も適正に行われ、災害発生のおそれはない。
		1	認可採取計画とは相当異なる方法で認可採取計画の区域内にたい積しており、災害発生のおそれがある。
		0	認可採取計画区域外にたい積している。又は、すでにたい積に伴う災害が発生した。
項目18	認可時における条件・指摘事項・現地調査時における指導（以下この項目において「指示」という。）の履行状況（現認可期間中に限定する。）	4	当該指示のとおり履行し、速やかに認可権者に報告した。
		3	当該指示のとおり履行したが、認可権者への報告が遅れた。又は、不可抗力により履行遅延している。
		1	採石業者の責に帰する事由により当該指示内容の一部が履行できなかった。
		0	当該指示事項を全く履行していない。
項目19	採取計画の変更に伴う変更許可申請手続の履行状況（現認可期間内に限る。法第33条の9の規定に基づく変更命令による場合は、最高4点）	5	採取計画の変更が必要となった場合は、あらかじめ速やかに岩石採取計画変更認可申請書（以下この項目において「申請書」という。）を提出し、認可後、変更計画に着手した。
		4	申請書の提出が変更計画着手より遅れたが、自主的に申請書を提出した。
		3	申請書の提出が変更計画着手より遅れたが、自主的に申請書を提出した。
		1	変更認可を受けずに変更計画に着手し、認可権

		0	者の指導後、申請書を提出した。 変更認可を受けずに変更計画に着手し、認可権者の指導にもかかわらず、申請書を提出していない。
項目20	標識の設置	5	法第33条の15の規定による標識（以下この項目において「認可標識」という。）を第三者にも確認可能な場所に設置している。
		3	認可標識を第三者に確認不可能な場所に設置している。又は、認識標識に記載すべき事項が欠落している標識（以下この項目において「不適格標識」という。）を第三者に確認可能な場所に設置している。
		1	不適格標識を第三者に確認不可能な場所に設置している。
		0	認可標識がない。
項目21	帳簿の記載・備え付け	5	法第34条の2の規定による帳簿（以下この項目において「帳簿」という。）を備え付け、毎日適正に記載し、過去2年間の帳簿を保管している。
		3	帳簿を備え付け、2年前までの帳簿を保管しているが、記載内容が十分ではない。又は、必要事項は記載しているが2年前までの帳簿を保管していない。
		1	帳簿を備え付けているが、記載内容が十分でなく、2年前までの帳簿を保管していない。
		0	帳簿を備え付けていない。
項目22	業務管理者等講習会の受講状況	5	直近3年間は毎年事業主又は業務管理者が受講している。
		3	直近3年間のうち2回受講している。
		1	直近3年間のうち1回受講している。
		0	直近3年間の受講実績はない。
項目23	関係他法令の遵守状況	5	指摘・指導及び処分は全く受けていない。
		3	軽微な違反により口頭の指摘・指導を受けた。
		1	違反があり、文書による指摘・指導を受けた。
		0	違反により始末書の提出を求められた。
項目24	業務管理者による説明	5	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に、計画について適正に説明を行うことができる。
		3	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に、計画について主体的に説明を行うことができる。
		1	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に同

			行し、計画について概ね説明を行うことができる。
		0	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に同行するのみで、計画について説明できない。

別表第2（第3条関係）

自主点検項目（坑内採掘の場合）

	項 目	点数	評 価
項目3	天盤の厚さ	5	天盤の厚さが認可採取計画以上である。
		3	天盤の厚さが認可採取計画以下の箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩落等のおそれはない。
		1	天盤の厚さが認可採取計画以下の箇所があり、崩落等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	崩落、陥没、沈下等が発生した。
項目4	採掘幅又は長さ	5	採掘幅又は長さが認可採取計画の範囲内である。
		3	採掘幅又は長さが認可採取計画を超えている箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	採掘幅又は長さが認可採取計画を超えている箇所があり、崩壊等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	採掘幅又は長さが認可採取計画を超えている箇所があるため、崩壊した。又は、認可採取計画の範囲内の幅を確保できなくなったため、認可採取計画の遵守が不可能となっている。
項目5	採掘高さ	5	採掘高さが認可採取計画の範囲内である。
		3	採掘高さが認可採取計画を超えている箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	採掘高さが認可採取計画を超えている箇所があり、崩壊等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	採掘高さが認可採取計画を超えている箇所があるため、崩壊した。又は、認可採取計画の範囲内の高さを確保できなくなったため、認可採取計画の遵守が不可能となっている。
項目6	残柱の幅又は坑道の支保	5	残柱の幅が認可採取計画以上である。又は認可

		採取計画どおりの支保が設置されている。
	3	残柱の幅が認可採取計画以下の箇所、又は認可採取計画どおり支保が設置されていない箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩落等のおそれはない。
	1	残柱の幅が認可採取計画以下の箇所、又は認可採取計画どおり支保が設置されていない箇所があり、崩落等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
	0	崩落、陥没、沈下等が発生した。

岩石採取認可期間特例承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所 〒

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

電話番号

岩石採取の認可の期間を定める要領第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり認可の期間の特例を受けたいので申請します。

記

1 岩石採取場

区 域	市	町	大字	番地	他	筆
	郡	村				

現採取計画の認可番号等	年 月 日	付け指令	第	号の
現採取計画の認可期間	年 月 日	～	年 月 日	

2 採取岩石名 岩

- 3 希望する認可の期間
- (1) 5年 ・ 6年 (規則第15条第2項)
 - (2) 7年 ・ 8年 (規則第15条第3項)
 - (3) 9年 ・ 10年 (規則第15条第4項)
- (いずれかを○で囲む)

4 保証書添付見込み

(保証人の要件)

条例5条1項	有
条例5条2項又は3項	有

(いずれかを○で囲む)

5 添付書類 自主点検報告書、現況写真、写真撮影位置図

自主点検報告書

岩石採取計画の認可の期間を定める要領第3条第2項の規定による自主点検を行ったので、報告します。

番号	点検項目		評価点					備考
			5	4	3	1	0	
1	切土及び採取方法	保全区域の確保		/				
2		表土除去の状況		/				
3		崩壊等防止措置（天盤の高さ）		/				
4		ベンチの高さ（採掘幅）		/				
5		採取面の傾斜角（採掘高さ）		/				
6		ベンチの幅（残柱の幅）等		/				
7	破碎・選別・洗浄施設等			/				
8	防災施設等	沈澱槽までの集水路の整備		/				
9		沈砂（澱）池等の汚濁水処理能力		/				
10		沈砂（澱）池等の防護柵等		/				
11		沈砂（澱）池等の浚渫管理等		/				
12		流末水路の状況		/				
13		粉じん災害の防止措置		/				
14	飛石災害の防止措置			/				
15	運搬	場内搬出路の状況		/				
16		場外搬出路の状況		/				
17	廃土・廃石等たい積場の設置及び管理			/				
18	認可時における条件等の履行状況		/					
19	変更認可申請手続の履行状況			/				
20	標識の設置			/				
21	帳簿の記載・備え付け			/				
22	業務管理者等講習会の受講状況			/				
23	関係他法令の遵守状況			/				
24	業務管理者による説明			/				
各評価点該当項目数			a					平均評価点 d (c ÷ b)
			b					
評価点合計 c (a × b)			点					. 点

※平均評価点は小数点第3位以下切捨て

○災害防止のため特に講じた措置

点検実施日	年 月 日	点検者氏名	
-------	-------	-------	--

- 備考 1. 各項目ごとに該当評価点の欄に○印をすること。
 2. 点検項目のうち、申請採取場に該当しないものは、評価点欄に斜線を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

指令 第 号

住 所 〒

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名 様

年 月 日付け岩石採取認可期間特例承認申請については、岩石採取の認可の期間を定める要領第4条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

なお、岩石採取の認可の期間を定める要領第4条第5項の規定に該当する場合は、承認を取り消すことがあります。

年 月 日

島根県知事 ㊟

記

認可の期間 年